

豊中市電気自動車用充電設備等導入業務
公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の目的

豊中市（以下「市」という。）では「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（とよなか・ゼロカーボンプラン）」に基づき、令和32年（2050年）までに温室効果ガス排出量実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現に向けて取組みを進めている。

本業務は、ゼロカーボンシティに向けた取組みの一つとして、電気自動車の充電インフラの整備及び運営を行うことで、市民・事業者における電気自動車の普及促進に資することを目的とするものである。

2. 業務概要

(1) 業務名称

豊中市電気自動車用充電設備等導入業務

(2) 業務内容

別添「豊中市電気自動車用充電設備等導入業務 業務仕様書」を参照

(3) 事業実施期間

第一優先交渉権者の選定後、別途市と締結する実施協定書において、最終決定する。ただし、充電設備の設置を完了した日から速やかに実施することとし、期間は8年以上の複数年とすること。

(4) 担当部局

環境部 ゼロカーボンシティ推進課

3. 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条によ

る廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 本業務と同種・同規模程度の業務を実施した実績があり、業務を的確に遂行するに足る能力、当該業務に必要な技術を有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有すること。

4. 日程

	日程
実施要領等の公表	令和 5 年 11 月 16 日（木）
質問事項の締切	令和 5 年 11 月 22 日（水） 17 時まで（必着）
質問事項への回答	令和 5 年 11 月 27 日（月）
応募書類の提出期限	令和 5 年 12 月 6 日（水） 17 時まで（必着）
第 1 次審査 （書類審査）	令和 5 年 12 月 11 日（月） （5 者以上応募の場合のみ）
第 2 次審査 （プレゼンテーション審査）	令和 5 年 12 月 15 日（金） （時間・場所等は第 1 次審査後に通知）

審査結果の通知予定日	令和5年12月中旬予定
協定の締結予定日	令和6年1月予定

※ 上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対し改めて通知する。

5. 応募方法等

(1) 募集要項の公表

日時：令和5年（2023年）11月16日（木）

場所：市ホームページ

(2) 質問事項の受付・回答

受付日時：令和5年（2023年）11月22日（水）17時まで（必着）

受付方法：「質問書（様式7）」をメールにて事務局あてに提出

（提出先アドレス：chikyu@city.toyonaka.osaka.jp）

回答日時：令和5年（2023年）11月27日（月）

回答方法：提出されたすべての質問及び回答を、市のホームページに掲載
個別に回答は行わない。

(3) 提案書の提出

提出日時：令和5年（2023年）12月6日（水）17時まで（必着）

提出方法：「6. 応募書類」に記載のとおり

(4) 参加の辞退

参加表明後、応募を取り下げの場合は、「辞退届」（様式任意）を提出する。

6. 応募書類

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式1）

正本1部のみ提案者の代表者印を押印。

② 企画提案書（任意様式）

別紙「豊中市電気自動車用充電設備等導入事業 公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき、企画提案を求める。

③ 提案者の概要（様式2）

- ・ 「従業員」は、企画提案書提出時の現員を記入すること。
- ・ 「業務内容」は、代表的な業務分野を記入すること。
- ・ 「組織図」は、企画提案書提出時の組織図を記入すること。別紙での提出

も可能とする。

- ④ 提案者の業務実績（様式3）
- ⑤ 総括責任者及び担当者の業務実績（様式4）
 - ・ 「従事分野の経歴等」は、本業務に関して担当する活動分野についての経歴を記載すること。
 - ・ 「参画した主要業務の概要と担当した分野」は、本業務と類似する業務のうち代表的なものについて概要を記入すること。（複数記入可）
- ⑥ 業務執行体制調書（様式5）
 - ・ 様式のレイアウトは適宜変更できるものとする。
 - ・ 役割の欄には、本業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。
 - ・ 現在担当している業務の欄には、契約金額 200 万円以上の業務数を記入すること。
 - ・ 主な勤務場所は都道府県名を記入すること。
- ⑦ 公募日から過去3年以内の処分歴等の有無（様式6）

(2) 提出期限

令和5年（2023年）12月6日（水）17時まで（必着）

※提出書類の不足又は期限内未到着の場合は、応募（参加）を無効とする。

提出された参加表明書は、いかなる場合も返却しない。

(3) 提出方法

- ・ 持参（開庁時間内のみ）、郵送、宅配便等により提出するものとする。
- ・ 持参する場合以外は、メールや電話で書類の到達を確認すること。
- ・ 応募書類の正本1部と、応募書類の電子データを格納した電子媒体（CD-R又はDVD-R）を提出すること。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

(5) 提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市役所 第一庁舎5階 環境部ゼロカーボンシティ推進課

7. 選定方法

(1) 審査方法

- ・市職員で構成する設置運営候補者選考委員会を設置し審査する。
- ・応募事業者が5者以上あった場合のみ、第1次審査（書類審査）を行う。提案書及び提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。
- ・第2次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししない。なお、選考委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定するものとする。

○第2次審査（プレゼンテーション）の日程等は以下の通り。

- ① 日程：令和5年（2023年）12月15日（金）
時間・場所等は提案者に別途連絡する。
- ② 発表時間は各提案者につき25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分程度）とする。
- ③ プレゼンテーションの順序は、企画提案書の提出順とする。
- ④ プレゼンテーションは、本事業に携わる担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め3名以内とする。

(2) 評価項目

項目	詳細	配点
1. 業務に対する理解度・企画提案力・責任感 (15点)	(1) 事業目的や業務内容等を十分に理解のうえ、企画提案が行われているか	5
	(2) 企画提案において、事業の成果を高めるための創意工夫等が盛り込まれているか	5
	(3) 業務実績等から、責任をもって業務を遂行することができる事業者であることが見込まれるか	5
2. 企画提案内容 (85点)	(1) 事業主体・事業スケジュール・充電設備の整備 ・事業継続性において安定した事業者であるか ・受電設備の変圧器容量、契約容量を考慮した設計であると見込まれるか ・建物や既存の系統・配管等に損傷を与えない施工方法であると見込まれるか ・充電設備が車と接触しづらい設計であると見込まれるか。 ・今後より多くの場所に設置するために、設置に関する手法や条件がわかりやすく提案されている	30

	<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前使用していた急速充電設備を設置していた場所の利活用について提案されているか。 	
	<p>(2) 維持管理及び緊急時の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の方法は具体的で、かつ、市に負担を与えないものとなっているか ・充電設備の予約状況や過去の利用履歴など、施設側で確認及び管理できる仕様になっているか ・設備に故障や異常が生じた場合、ほかの電気系統に波及しない設計であると見込まれるか ・トラブルが発生した場合の体制が整えられているか ・災害や事故発生時の対応について、市に過度な負担を与えないものとなっているか ・契約期間満了後の充電設備について、市に負担がない、もしくは軽微なものとなっているか 	30
	<p>(3) 利用料金及び利用方法、電気料金の還元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利用料金は明快で廉価なものか ・市民が利用しやすい仕様となっているか ・電気料金の還元の金額及び方法は明快か 	15
	<p>(4) 地域経済の還元、レジリエンスの対応、市民に対する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充電設備について、災害時のレジリエンスに資する提案はあるか。また、その内容は優れたものか ・ゼロカーボンシティ実現のための、トータルソリューションに資する提案はあるか。また、その内容は優れたものか ・利用者の利便性の向上または設備の稼働率に配慮した運営が可能か（地域経済への還元、市民・市外利用者への利用促進の施策など） 	10
3. 処分歴等		内容により減点

(3) 審査結果の通知

結果は12月中旬にホームページで公表するとともに、すべての提案者に対しメールで通知する。なお、本事業は、第一優先交渉権者と協定書の締結を行う予定である。協定書の締結は調印式により執り行い、本事業を広く内外に周知することとしていることから、第一優先交渉権者はこの趣旨をふまえ、調印式等に協力するものとする。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、市ホームページにより公表する。

公表内容は次のとおり

- ① 件名
- ② 事業実施期間
- ③ 設置運営候補者（事業者名・所在地・代表者）
- ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（設置運営候補者と最高評点者が異なる場合は、その理由）

※応募団体と採点結果との対応関係は明らかにしない。応募者が2者の場合は次点者の採点結果は公表しない

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「3. 参加資格」で規定する項目に抵触する場合
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 提出書類において虚偽の記載があった場合
- (6) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (7) 一団体に複数の提案をした場合
- (8) プレゼンテーション審査に遅刻・欠席した場合
- (9) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (10) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (11) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (12) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、

選考委員会が失格と認めた場合

9. 協定書の締結

- (1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、市と協議のうえ協定書を締結する。なお、第一優先交渉権者と協定締結に至らなかった場合は、次点の提案者と締結することがある。
- (2) 協定書及び仕様等については、採択された提案をもとに、市と詳細を協議する。また、仕様等は、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属すが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (3) 提案書類は、返却しない。
- (4) 応募者の申出による提出期限以降の提案書類等の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類に記載された業務の担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 応募を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで文書で通知すること。
- (7) 審査及び評価の内容、応募者名などの質問は一切受け付けない。また、質問事項の締め切り以降、業務に係る質問も受け付けない。

11. 問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

(事務局) 豊中市環境部ゼロカーボンシティ推進課 温暖化対策係

担当：石原、上田、土居

TEL：06-6858-2108 FAX：06-6842-2802

E-mail：chikyu@city.toyonaka.osaka.jp